

## ホームページへの有料広告掲載要領

この要領は「有料広告掲載に関する基本方針」に基づき、東京都後期高齢者医療広域連合公式ホームページ（以下「ホームページ」という。）への有料広告（以下「広告」という。）の掲載に関して必要な事項を定めています。

### 1 有料広告の種類及び範囲

ホームページに掲載する有料広告は、被保険者等への情報提供を目的として、その範囲は、次のいずれにも該当しないものとします。

- (1) 広報媒体としての目的、公共性及び品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業に該当するもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告、個人的宣伝及び求人広告に関するもの
- (4) 公序良俗に反するもの
- (5) 広域連合が行おうとする施策、計画を阻害するおそれのあるもの
- (6) 差別、偏見、不必要な区別を助長するおそれがあるもの
- (7) その他、ホームページに掲載する有料広告として妥当でないと広域連合長が認めたもの

### 2 有料広告の掲載位置

有料広告を掲載する位置は、ホームページのトップページ上で広域連合長が指定した場所とします。

### 3 有料広告の規格及び掲載料

有料広告の規格及び掲載料は、次のとおりです。

- (1) 一広告の標準規格は、天地 50 ピクセル、左右 140 ピクセルのバナーとします。
- (2) データ容量は、4 K B 以内とします。
- (3) データ形式は、GIF または JPEG で、アニメーションは不可とします。
- (4) デザインは視認性を著しく損なうことのないよう配慮するものとします。
- (5) 掲載料は、35 日間（5 週間）10,000 円とします（日割りは行いません）。
- (6) 掲載位置によって金額は変わりません。
- (7) 希望により、二広告分の規格を使用することができます。

### 4 広告の掲載期間

広告を掲載する期間は掲載を決定した翌平日の正午から 5 週間後の正午とし、連続する掲載期間は最大 50 週間とします。期間の満了日が祝日等に当たる場合は、翌平日とします。

### 5 有料広告掲載期間の短縮及び延長

有料広告掲載期間内に、広域連合の都合でホームページを閉鎖する場合は、有料広告の掲載期間を短縮します。

また、工事等により一時的に閉鎖する場合は、閉鎖日数に応じて掲載期間を延長します。ただし、閉鎖日数が 1 日未満の場合や広告が不要な場合は、掲載期間の延長は行いません。

## 6 有料広告掲載の申込み

土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く平日のみ申込みを受け付けます。

有料広告の掲載を希望する方は、事前に広域連合への登録を済ませてから、お申し込みください。その後、バナー広告掲載申込書に関係事項をご記入の上、お申し込みください。

## 7 登録及び有料広告掲載の決定

登録の可否については、申込後 30 日以内に通知します。また、掲載の可否については、申込後 7 日以内に通知します。

## 8 広告原稿の作成及び提出

有料広告掲載決定後、広告原稿データの提出をお願いします（広域連合は作成を請け負いません）。また、作成等にかかる経費は広告主のご負担となります。

## 9 有料広告掲載料の納付

有料広告掲載料は、掲載の決定後、広域連合長の指定する期日までにお支払い下さい。

## 10 有料広告掲載料の還付

納付済みの有料広告掲載料は還付いたしません。ただし、有料広告掲載期間中にホームページを閉鎖し、掲載期間を短縮した場合は、残日数に応じて還付します。その他、広域連合長が特に認めたときは還付します。

## 11 有料広告掲載の取消し

次の場合は、有料広告の掲載を取り消します。

- (1) 指定する期日までに有料広告掲載料を納付しなかったとき
- (2) 指定する期日までに有料広告原稿データの提出がないとき
- (3) 広告の内容、デザイン及びリンク先のホームページの内容等が各種法令に違反している、あるいはそのおそれがある、または、この要領に抵触しているとき
- (4) その他、ホームページへの広告掲載が適切でないと判断したとき

## 12 有料広告主の責務

広告主は、広告の内容等ホームページに掲載された広告に関する一切の責任を負うものとします。第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとします。

## 13 その他

このほかに、必要な事項は企画調整課長が定めます。

本要領は、平成 19 年 8 月 1 日から実施しています。